

長浜バイオ大学における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関する規程

(2008年3月18日教授会承認)

(目的)

第1条 この規程は、長浜バイオ大学学則（以下、「本学学則」という。）第1条第2項の規定に基づき、本学における学科ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的)

第2条 前条に規定する学科ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学科	人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的
バイオサイエンス学科	バイオサイエンス・バイオテクノロジーの技術習得、論理思考に習熟し、専門性の高い実践能力を身につけると共に、生命の尊厳、生命の多様性と環境との関連を深く理解し、持続可能な社会の発展に貢献する人材の養成をめざす。
アニマルバイオサイエンス学科	バイオサイエンスの要素的・基礎的な知識・技術を基盤として、個体レベルにおける生命現象の理解のもとに、哺乳動物の個体レベルの取り扱い技術を身につけ、医療や食の安全、安心など21世紀型社会に貢献できる人材の養成をめざす。
コンピュータバイオサイエンス学科	バイオサイエンスを基盤としたIT能力に秀でた人材、すなわち、膨大化する生命情報の内容と意義を理解し、それを情報処理のルールに乗せる能力を身につけ、異なる分野との融合によって新しい分野を開拓できる人材の養成をめざす。

(人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、長浜バイオ大学ホームページ等により公表するものとする。

(改廃)

この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2009年1月20日に改正し、2009年4月1日から施行する。(第2条追加)